平成２９年（フ）第１７７４号
さいたま市大宮区上小町1055番地　レオパレス上小町第２－106号室
債務者　成田　朗雄
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７５号
さいたま市西区大字指扇2712番地１　アクシスＯＭＩＹＡ　405
債務者　本岡　友美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９９号
さいたま市桜区大字白鍬586番地１　コーポ・クリスタルⅡ202号
債務者　太田　淳子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２９号
埼玉県志木市上宗岡４丁目６番47―301号
債務者　小林　美江
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３４号
埼玉県朝霞市三原４丁目７番45号
債務者　照井　美幸
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４２号
埼玉県川口市大字里1516番地の１　フローレス七番館205号
債務者　岩崎　恵里
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４６号
埼玉県加須市南大桑1651番地３　コーポラスＴ－Ⅳ102
債務者　藤本健太郎
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２０号
埼玉県草加市北谷１丁目７番12号　Ｋ・Ｉコーポ101号
債務者　千島　秀夫
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸４丁目８番13号
債務者　中本加代子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６６４号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目17番地16　グリーンヒル槙203
債務者　阿部　　孝
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６９４号
埼玉県ふじみ野市うれし野１丁目４番19号　ｔｈｅ　Ｆｉｒｓｔ　107
債務者　畠山　雄磨
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７４５号
埼玉県川越市むさし野６番地15
債務者　上野　智子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７５９号
埼玉県入間郡三芳町大字上富1453番地１
債務者　川口　宗平
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１号
埼玉県川越市むさし野南11番地18
債務者　新井　福司
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１６５号
札幌市手稲区富丘３条６丁目２番９－102号
債務者　佐藤　忠彦
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３９０号
札幌市北区北６条西８丁目９番地39　第２山崎コーポラス102号
債務者　小笠原　斎
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３９１号
札幌市北区北６条西８丁目９番地39　第２山崎コーポラス102号
債務者　小笠原真由子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部